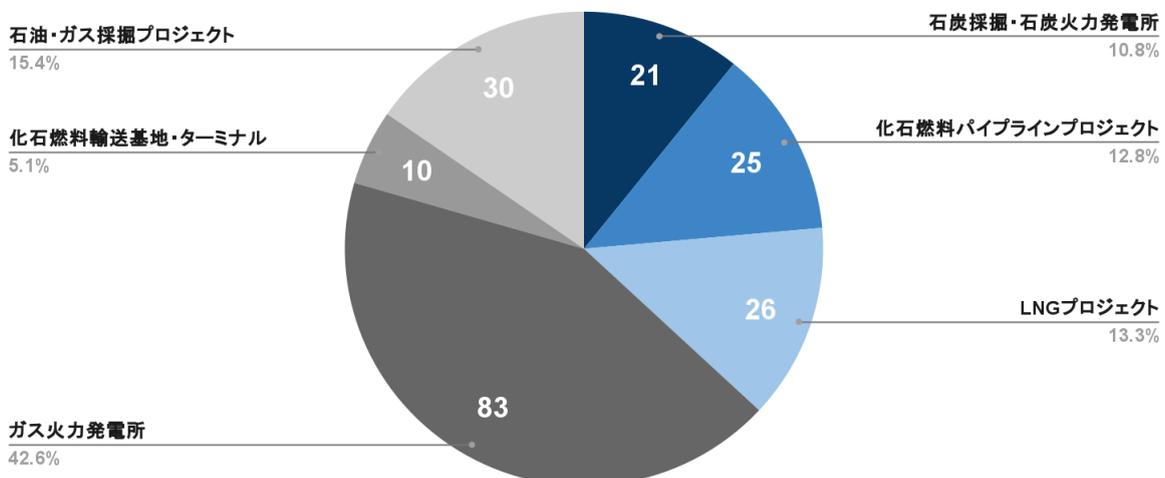


# EXECUTIVE SUMMARY

エグゼクティブ・サマリー

大規模インフラ融資において環境・社会リスクを管理する、金融業界の主要ツール「エクエーター原則／赤道原則 (Equator Principles: EPs)」。本レポートでは、このエクエーター原則のもと、石炭・石油・ガス関連の大規模プロジェクトに対する融資が引き続き許されていることにより、気候危機対応に失敗していること、またパリ協定の目標達成が危うくなっていることについて調査した。なお本レポートの目的は、パリ協定締結後の最初の1年となる2016年以降、エクエーター原則を採択している銀行(以下、エクエーター銀行)がどれだけ化石燃料産業へ融資をしたか、特に銀行が自らエクエーター原則に照らして行なった融資の程度を明らかにすることにある。さらに現在「エクエーター原則の下で」融資が行われている化石燃料プロジェクトについて、同原則に定められた気候関連の要件はとて限定されたものだが、それすら遵守されているのかどうか検証した。

## 個別の化石燃料プロジェクトへの融資件数



今回の調査によると、2016年以降、エクエーター銀行は**195**件の個別の化石燃料プロジェクトへの融資を報告している。その内訳は、ガス火力発電所83件、石油・ガス採掘プロジェクト30件、液化天然ガス(LNG)プロジェクト26件、化石燃料パイプラインプロジェクト25件、石炭火力発電所もしくは石炭採掘プロジェクト21件、ならびに化石燃料輸送基地もしくはターミナル10件である。プロジェクトの全リストについては付属書1([レポート本文](#) P.60)に示す。これ以外にも5件、エクエーター原則の[ウェブサイト](#)に銀行自らが掲載した報告書で情報開示されていないものの、エクエーター銀行が融資した化石燃料プロジェクトを確認した。これらを合わせると、パリ協定締結以降、エクエーター銀行は少なくとも**200**件の化石燃料プロジェクトへの融資に関与していることになる。

これらのプロジェクトは、世界の気候に著しい悪影響をもたらすばかりか、地域社会や環境に甚大な被害を与える典型である。本レポートでは、2016年以降、エクエーター原則のもとで行われた、もしくは行われる予定の化石燃料プロジェクトのうち、地域の懸念と反対運動の対象となったもの8件を取り上げた。[レポート本文](#)の記載ページは以下の通り。

1	チレボン石炭火力発電所2号機(インドネシア)	20ページ
2	神戸石炭火力発電所(日本)	24ページ
3	ブンアン2石炭火力発電所(ベトナム)	28ページ
4	コースタル・ガスリンク・パイプライン(カナダ)	34ページ
5	アドリア海横断パイプライン(アルバニア・ギリシャ・イタリア)	38ページ
6	東アフリカ原油パイプライン(ウガンダ・タンザニア)	42ページ
7	モザンビークLNGターミナル(モザンビーク)	48ページ
8	ナイジェリアLNGターミナル(ナイジェリア)	52ページ

本レポートの調査の結果、これら8件のうち、エクエーター原則に定められた気候関連の要件を完全に遵守したプロジェクトは皆無であった。

- 調査対象としたプロジェクトのいずれについても、エクエーター原則の最新版(第4版)で求められている、気候変動リスクアセスメント(**CCRA**)を実施したという裏付けを見つけられなかった。うち2件については、エクエーター原則第4版の公式発効日以降に融資契約が締結された、もしくは締結が見込まれているにもかかわらず、そして3件については、第4版が公表され、エクエーター銀行にその内容を適用することが推奨されていた期間に融資契約が締結されているにもかかわらずである。
- 操業期間に達したプロジェクトのいずれについても、温室効果ガス(**GHG**)排出量について適切な報告書が公表されておらず、また、別プロジェクトのGHG推定排出量として示された情報は誤解を招く内容であった。

- 全てのプロジェクトは、オンライン上で環境・社会影響アセスメント(ESIA)の全文を公表しているものの、本レポートの調査で、うち2件については、アセスメントの実施において、地域住民との適切な協議が充足できておらず、よってエクエーター原則を遵守していないことが確認された。
- 最後に、いずれのプロジェクトも適切な代替案分析を実施したという証跡を示していなかった。それは、エクエーター原則に従えば、プロジェクト関連GHG排出量を抑える他の選択肢を評価するということだ。

## エクエーター原則の遵守についての評価結果概要

プロジェクト	ESIA (要約)	CCRA	GHG報告	代替案分析
チレボン石炭火力発電所2号機(インドネシア)	<a href="#">閲覧可能</a>	適用せず*	<a href="#">閲覧可能</a>	見当たらず
神戸石炭火力発電所(日本)	<a href="#">閲覧可能</a> (日本語)	適用せず*	適用せず***	見当たらず
ブンアン2石炭火力発電所(ベトナム)	<a href="#">閲覧可能</a> (ベトナム語)	見当たらず	<a href="#">閲覧可能</a> (ベトナム語)	見当たらず
コースタル・ガスリンク・パイプライン(カナダ)	<a href="#">閲覧可能</a>	適用せず**	適用せず***	<a href="#">閲覧可能</a>
アドリア海横断パイプライン(アルバニア・ギリシャ・イタリア)	<a href="#">閲覧可能</a>	適用せず*	適用せず***	<a href="#">閲覧可能</a>
東アフリカ原油パイプライン(ウガンダ・タンザニア)	<a href="#">閲覧可能</a>	見当たらず	適用せず***	<a href="#">閲覧可能</a>
モザンビークLNG	<a href="#">閲覧可能</a>	適用せず**	適用せず***	<a href="#">閲覧可能</a>
ナイジェリアLNG	<a href="#">閲覧可能</a>	適用せず*	適用せず***	<a href="#">閲覧可能</a>
<p>*これらプロジェクトは、エクエーター原則第4版の公表前に融資契約が締結されたため、CCRAは適用されない。  **これらプロジェクトは、エクエーター原則第4版公表後から公式の発効日(2020年10月1日)までの間に融資契約が締結されたため、CCRAは推奨されるが要件ではない。  ***これらプロジェクトは、現段階では操業していないため、GHG排出量の年間報告書を公表する要件は適用されない。</p>				

エクエーター原則の全体的な目的は、環境・社会リスクを管理するツールとして機能することだが、その目的と、この原則を採択している銀行によって化石燃料プロジェクトへ組織的な融資が継続してこととの間には甚だしいずれがある。とりわけ、エクエーター銀行が「2015年のパリ協定の目標を支持」し、また「国連ビジネスと人権に関する指導原則に沿って人権を尊重する責任を果たす」と謳った、同原則の序文と照らし合わせると顕著である。

これらの化石燃料拡大プロジェクトへの現行の融資は、最近の[気候変動に関する政府間パネル](#)(IPCC)、[国際エネルギー機関](#)(IEA)、および[国際連合\(UN\)機関](#)からの緊急警告－化石燃料の新規開発は地球の平均気温の上昇を1.5℃までに抑えることを目指すパリ協定の目標から乖離している一と、ますます反目するものになっている。IEAが2050年ネットゼロのロードマップに記載したように、「ネットゼロへの行程において、新たな化石燃料供給への投資は不要」である。

気候危機の深刻さと、それが引き起こす人権への恐ろしい影響を踏まえると、民間銀行が新規化石燃料プロジェクトへ融資を継続する余地はない。エクエーター原則協会(EPA)は、今後もエクエーター原則を、暴走する気候変動のリスクから効果的に銀行を守りつつ、気候を破壊するプロジェクトの影響から人類と地球も守るフレームワークとして役立たせるつもりでいるのならば、この事実にも早急に対応しなければならない。現状では、エクエーター原則は、気候を破壊する世界各地のプロジェクトに融資を継続することについて異を唱えていない。**EPA**には、新規化石燃料プロジェクトへの融資を打ち切り、エネルギー分野への融資は、再生可能エネルギーに基づく経済への移行を促すプロジェクトに限定するという、より深いコミットメントが求められる。